

令和7年4月8日

生徒及び保護者の皆様

県立十日町高等学校長

令和6年度のいじめ認知について(報告)

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

本校では今後もいじめ未然防止に向け、教職員研修やいじめアンケート調査等を複数回実施するなど、組織的に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 令和6年度 本校全日制課程のいじめ認知件数 7件
- 2 いじめの定義について(再確認願います)

(1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項より）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※とされている。

※具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

担当

全日制課程教頭 加納 直恵

TEL 025-752-3575（代表）